

お知らせ



- イベントなどに参加する方は、感染対策を徹底のうえお越しください
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期・変更する場合があります

広報かしわざきは
ウェブやアプリ
でも読めます



制度・暮らし

アクアパーク アイススケートリンクがオープンします (初日は貸靴無料！)

▶ 営業期間…10月30日(日)～令和5(2023)年2月23日(木祝)

▶ 営業時間

● 月～金曜(火曜休館) = 14:00～18:30

● 土・日曜、祝日 = 10:00～18:00

▶ 利用料金

● 小・中学生 = 460円

● 高校生以上 = 920円

● 貸靴料 = 1足 330円

☎ アクアパーク

TEL 22-5555 FAX 22-0766

工場や設備などを新・増設した企業の電気料金を補助します

▶ 対象…次のいずれかに当てはまる企業

- ① 製造業に属する事業を営む企業
- ② 市が支援制度を整備している特定企業

※ 個人事業主でも、帳簿などが法人同様に整備されている場合は対象となります。

▶ 要件…次の全てに当てはまるもの

- ① 令和3(2021)年10月1日(金)以降に、新增設に伴う電力契約の新規・増加契約をしている

※ 電灯契約・臨時的な契約を除く。

- ② 雇用者(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増える

- ③ 令和4(2022)年4月1日(金)～9月30日(金)に支払った電気料金がある

▶ 申し込み…10月下旬～11月中旬に、新潟県産業立地課へお問い合わせください。

☎ 新潟県産業立地課

TEL 025-280-5164

FAX 025-280-5508

高齢者世帯などの屋根の雪下ろし費用を助成します

▶ 内容…雪下ろしの支援が必要と認められる世帯が、事業者などに雪下ろし作業を依頼した場合にかかった費用の一部を助成します。助成を受けたい世帯は、事前に申請をしてください。申請は、毎年必要です。

▶ 対象…次のいずれかに当てはまる世帯

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- ② 心身障がい者のみで構成されている世帯
- ③ 65歳以上の高齢者と心身障がい者のみで構成されている世帯
- ④ 母子世帯
- ⑤ ①～④に準ずる世帯

▶ 要件

● 自力で雪下ろしができない

● 市内に居住する家族・親族などから労力的・経済的な支援が得られない

● 世帯全員が市民税非課税または均等割のみの課税である

▶ 助成金額…1日につき、かかった費用の8割(上限2万円)

▶ 申し込み…10月31日(月)までに、申請書を担当の民生委員に提出してください。申請書は、介護高齢課または民生委員の所にあります。審査後、12月中に結果を通知します。

☎ 介護高齢課

TEL 21-2228 FAX 21-4700

原子力立地給付金が交付されます

▶ 内容…電源立地地域対策交付金制度に基づき、国から原子力立地給付金が交付されます。この交付金は、年1回、電気事業者などを通じて交付されます。

▶ 対象…10月1日を基準日に、電気事業者と契約をしている市内の家庭や企業など

▶ 交付時期…契約している電気事業者により異なります。

● 東北電力(株) = 1月末まで

● その他電気事業者 = 3月末まで

▶ 問い合わせ先

① 電気の契約に関すること
各電気事業者にお問い合わせください。

※ 東北電力(株)の場合は、祝日を除く月～金曜 9:00～17:00に給付金専用ダイヤルへ。

☎ 東北電力(株)給付金専用ダイヤル

TEL 0120-17-5227

② 給付金の制度に関すること

☎ 新潟県産業立地課

TEL 025-280-5164

FAX 025-280-5508

▼ 給付金額 (年額)

契約 地域	一般家庭 (電灯契約1口当たり)	企業など(契約電力 1キロワット当たり)
旧柏崎市	18,912円	9,456円
旧高柳町・旧西山町	14,184円	7,092円

食品ロスを減らしましょう

▶内容…食品ロスとは、食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことです。食べ残しを減らすなど、環境に優しい食生活を送りましょう。

▶食品ロスはどのくらいの量？
日本の食品ロスは、令和2(2020)年度の推計で約522万t。そのうち、家庭からは247万tでした。これは、1人当たり1日につき茶碗約1杯分のご飯の量です。

▶食品ロスを減らす4つの取り組み

- ①食材を上手に使い切り、食品ロスが少ない調理を実践しましょう
- ②冷蔵庫の中身をチェックし、食品を買すぎないように心掛け、手付かずの食品を捨てることのないようにしましょう
- ③自宅での食事や外食での食べ残しを減らしましょう
- ④飲食店で食べ残した料理は、持ち帰ることができるかお店に確認しましょう

☎環境課
TEL 23-5170 FAX 24-4196

建築相談ができます

▶内容…建物の新築・改修・増築・用途変更の前に、相談ができます。また、違反の疑いがある建築物の相談もできます。

▶とき…10月17日(月)～21日(金) 8:30～17:15 (違反建築物防止週間内)

▶ところ…市役所4階建築住宅課
▶持ち物

- 新築や増築などの相談＝平面図など計画内容が分かる資料
- 違反の疑いのある建築物の相談＝建築物の所在地が分かる地図や写真

☎建築住宅課
TEL 21-2291 FAX 23-5116

下水道への早期接続のお願い

▶対象…公共下水道区域、農業集落排水区域で敷地内に設置されている公共ますに、下水道を接続していない方

▶接続工事の方法…市排水設備指定工事店に工事の依頼をしてください。

☎施設維持課
TEL 22-6116 FAX 22-4100

**意図せぬリボ払いに注意
利用明細は必ず確認しましょう**

▶リボルビング払い(リボ払い)とは…利用金額や利用件数に関わらず、設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払方法です。月々の支払いを一定に抑えられる一方、支払いが長期化し手数料がかさむなどの点に注意が必要です。

※初期設定で支払方法がリボ払いになっているカードや、リボ払い専用のカードもあります。申込時に、よく確認しましょう。

▶利用明細は必ず確認を
●手数料の記載がある、利用額に比べ請求額が少ないなどの場合はリボ払いが考えられます

●リボ払いは月々一定額の支払いのため、不正利用の被害に気付きにくいです。不審に感じたらすぐにカード会社に確認しましょう

▶困ったときは…すぐに消費生活センターに相談してください。

☎消費生活センター
TEL・FAX 23-5355



アトム情報

☎防災・原子力課 TEL21-2323 FAX21-5980

原子力災害時の避難(村上方面)

万が一原子力災害が発生した場合、すぐに避難を開始するわけではなく、状況に応じて市から指示が出た地区ごとに避難を開始します。村上方面へ避難する地区は表の通りです。原則自家用車で避難します。高速道路や国道8号・116号などを利用し、まずは避難経路所を目指してください。放射性物質放出後に避難する場合は、避難経路沿いに設置されるスクリーニングポイントを通過してください。自家用車で避難できない方は、市が用意したバスで避難します。避難経路所で家族と合流後、案内に従って避難所へ移動します。 [詳細はFMピッカラで放送▶](#)



対象地区	避難経路所	避難先
高浜、南部、二田、西山	パルパーク神林	村上市

土地取引をしたときは届け出が必要です

▶内容…次の法定面積以上の土地取引を行った場合、市町村を経由して県知事に届け出てください。届け出をしなかったり、偽りの届け出をしたりすると罰せられることがあります。

▶法定面積

●都市計画区域 = 5千㎡以上

●都市計画区域外の区域 = 1万㎡以上

※個々の取引面積が小さい場合でも、総面積が法定面積以上になる場合は、届け出が必要です。

▶届け出義務者…土地の権利取得者（売買であれば買主）

▶届け出期限…契約（予約含む）の日から起算して2週間以内

☎新潟県用地・土地利用課

TEL 025-280-5396

FAX 025-280-5373

☎都市計画課

TEL 21-2298 FAX 23-5116

建物を解体するときは届け出が必要

▶内容…次の解体工事は、建設リサイクル法の届け出、建築物除却届の提出が義務付けられています。

▶対象

●建設リサイクル法 = 解体部分の床面積の合計が80㎡以上

●建築物除却届 = 解体部分の床面積の合計が10㎡超

▶届け出期限

●建設リサイクル法 = 工事着手7日前まで

●建築物除却届 = 工事着手前まで
※届け出書類は、建築住宅課にある他、市ホームページからダウンロード可。

▶届け出先…市役所4階建築住宅課

▶注意…500万円以上の解体工事を請け負うには、解体工事業の建設業許可を取得しなければなりません。

☎建築住宅課

TEL 21-2291 FAX 23-5116

お詫びと訂正

9月号30ページ「市長随想」に誤りがありました。お詫びして訂正します。申し訳ございません。

▶訂正前…北陸鉄道

▶訂正後…北越鉄道

募 集**「ロビーコンサート in アルフォーレ」の出演者を募集**

▶内容…テーマ「クリスマス」にちなんだ曲を演奏する出演者を募集します。

▶とき…12月17日(出)14:00～

▶ところ…文化会館アルフォーレ

▶対象…ジャンルを問わず、音楽活動を行っている団体・個人

▶定員…2組（抽選）

▶申し込み…10月15日(出)までに、申込書を直接または郵送・ファクスで文化会館アルフォーレ

**市民の皆さんの意見を募集します****個人情報保護法施行条例の概要 議会個人情報保護条例案****①個人情報保護法施行条例とは**

地方公共団体の個人情報保護制度は、各地方公共団体が定める個人情報保護条例が適用されていますが、個人情報保護法の改正に伴い、令和5(2023)年4月からは全国共通のルールとして同法が適用されます。現在の個人情報保護条例を廃止し、改正後の個人情報保護法において条例で定めることを委任された事項を規定するものが、個人情報保護法施行条例です。

②議会個人情報保護条例とは

改正後の個人情報保護法は、議会に適用されません。このため、議会における個人情報保護制度について規定するものです。

▶主な内容

●個人情報保護法の改正の概要(①②)

●個人情報保護法と個人情報保護法施行条例との関係(①)

●個人情報保護条例からの変更点(①)

●議会個人情報保護条例案(②)

▶意見の募集期間

10月5日(水)～31日(月)

▶資料の閲覧…意見の募集期間中、次の場所で閲覧または配布を行います。

総務課、議会事務局、市役所1階市政情報コーナー、高柳町事務所、西山町事務所、市民プラザ、ソフィアセンター、市ホームページ

▶意見の提出方法

文書を直接または郵送・ファクス・Eメール（住所・氏名・電話番号・意見を記入、様式自由）で、問い合わせ先へ。

▶意見の公表…お寄せいただいた意見の概要は、担当課、市政情報コーナー、市ホームページで公表します。※氏名などは公表しません。

▶問い合わせ先

●個人情報保護法施行条例の概要

☎総務課（市役所3階）

TEL21-2330 FAX24-7714

✉somu@city.kashiwazaki.lg.jp

●議会個人情報保護条例案

☎議会事務局（市役所2階）

TEL21-2340 FAX22-8725

✉gikai@city.kashiwazaki.lg.jp